

農業所得収支内訳書事前作成会



平成 28 年中に農業収入がある人のうち、ご自身で農業所得収支内訳書を作成できない人を対象に事前作成会を開催します。



問合せ 税務課 (43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

▼事前作成会日程

午前の部／午前 9 時～ 11 時 午後の部／午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

ところ 市役所第二庁舎 2 階第 1 会議室

と き	対 象 地 区
12 月 26 日 (月)	午前 上吉羽、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽
	午後 惣新田、細野、西関宿、花島、中島、槇野地、戸島、戸島 1・2 丁目
12 月 27 日 (火)	午前 中 1～5 丁目、北 1～3 丁目、南 1～3 丁目、東 1～5 丁目、西 1・2 丁目、緑台 1・2 丁目、権現堂、中川崎、下川崎、上高野、上高野 1 丁目、神明内、天神島、天神島 1 丁目、平須賀、平須賀 1・2 丁目
	午後 大字幸手、内国府間、千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間、吉野、吉野 1 丁目、神扇、平野、中野、長間、栄、香日向 1～4 丁目

※対象地区以外の日時でも、参加することができます。
※ご自身で作成できる場合は、来場の必要はありません。

▼持ち物

領収書、出荷伝票、筆記用具、電卓、固定資産税額が分かるもの(納税通知書および課税資産明細書)

※持参資料に基づき、収支内訳書をご自身で作成していただきますので、事前に領収書などの計算をしておいてください。

▼収支内訳書について

収支内訳書は、所得申告の際に必要となりますので、それまでに作成しておいてください。

※収支内訳書、減価償却計算例および参考資料は、市役所税務課、ウェルス幸手、コミュニティセンターで配布しています。

平成 28 年分税務説明会

問合せ 春日部税務署 ☎ 048(733) 2111

年末調整説明会

源泉徴収を行う義務のある企業の担当者を対象に、年末調整の方法や法定調書の作成、提出方法について、説明会を開催します。



と き 11 月 17 日 (木) 午後 1 時 30 分～ 4 時
ところ ウェルス幸手 2 階研修室

青色決算説明会

青色申告決算書の作成方法や作成にあたっての注意点などについて、説明会を開催します。

と き 12 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
ところ 商工会館 2 階会議室
講 師 税理士



雨水は公共下水道(汚水管)に流せません。雨水が大量に

流入させない対

10 月末現在、市街化区域面積の約 62・3％(357・6ha)の区域で公共下水が利用できます。今後も生活環境改善のため、公共下水道の整備・促進にみなさんのご理解・ご協力をお願いします。
公共下水道は、みなさんが利用して初めて、その機能と効力が発揮できるものです。
公共下水道を利用できる区域内に建物を所有し、また接続していない人は、ぜひ、接続換えをお願いします。

早期接続を

公共下水道の
普及にご協力を

問合せ
下水道課 (47) 3340
FAX(48) 0120



11月は子ども・若者育成 支援強調月間



内閣府では、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、他省庁や自治体、青少年関係諸団体と連携し、児童虐待の予防、非行防止、犯罪や有害環境から守る取組み、子育て家庭への支援、青少年の社会的自立支援の推進、いじめの防止などの取組みを全国一斉に展開します。

また、県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」、市では11月1日～15日を「いじめ防止強化期間」と定め、市内各学校と連携しながら、いじめの未然防止のための取組みを積極的に推進します。

相談窓口

■ 心すこやか支援室

不登校や友人関係、進路などで悩んでいる市内小・中学生や卒業生、その保護者からの相談をお受けしています。

相談日 月曜～金曜日
午前9時30分～午後3時30分

ところ 幸手市東3-12-25

問合せ 心すこやか支援室 (42)0356

■ 電話相談窓口

▶ 埼玉県よい子の電話教育相談

(24時間 365日対応)

子ども(18歳以下)専用 0120(86)3192

保護者専用 048(556)0874

メール相談 soudan@spec.ed.jp

▶ 埼玉県警察少年サポートセンター

相談日 月曜～土曜日(祝日・

年末年始を除く)

午前8時30分～

午後5時15分

ヤングテレホンコーナー

048(861)1152



青少年育成推進員の活動

青少年育成推進員は、青少年の健全育成を図るため、定期的な会議を行っているほか、つぎの活動にも取り組んでいます。



○学校訪問

(市内小・中学校、高等学校)

子どもたちの学校や地域での状況についての情報交換

○非行防止パトロール

公園やゲームセンター、コンビニエンスストアなど、子どもや若者が集まる場所の夜間巡回

○非行防止キャンペーン

幸手駅、杉戸高野台駅における非行防止啓発チラシの配布

問合せ

社会教育課 (43)1111 内線 643・FAX(42)5803

学校教育課 (43)1111 内線 632・FAX(43)3188

流入すると、汚水が逆流し、トイレが使用できなくなったり、マンホールから汚水が溢れ出すこともあります。

※汚水マスのふたが壊れている場合は、早急に修理をお願いします。

※配管に誤りがある場合は、至急改善してください。

※故意に雨水を流入させた場合、罰せられることがあります。

下水の水質改善にご協力ください

▼油を流さない

流入した油分は下水道管に固着し、詰まりの原因になります。使用後の油は固め、燃やせるごみで処分するなど、水質改善にご協力ください。

また、飲食店などの油の回収器は、定期的な点検・清掃をお願いします。

▼悪質業者にご注意を

市内で宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような内容で、清掃などを請け負う業者があります。各家庭の設備点検・清掃は、個人の責任で行うものであり、義務付けられたものではありませんので、ご注意ください。